

協議第 4 1 号

福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について

福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 6 月 9 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い
<p>保育に関すること</p> <ol style="list-style-type: none">1 . 町立保育施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。2 . 保育料について (1) 保育料は、村岡町の例を基準として、合併時に再編する。 (2) 同一世帯から 2 人以上の児童の入所及び母子世帯等の児童の入所がある場合の減免措置は、国の基準により合併時に統一する。3 . 障害児保育事業は、村岡町の制度をもとに調整し、合併時に統一する。4 . 延長保育事業は、現行の 3 町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。5 . 一時保育事業は、村岡町、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。6 . 私立保育所運営支援事業は、村岡町、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。7 . へき地保育所（美方町）の運営は、現行のとおり新町へ引き継ぐが、協力費、保育サービスの内容は、合併後に検討する。8 . 村岡町が実施している保育所通園バスの運行に関することは、現行のとおり新町へ引き継ぐ。		

平成 年 月 日確認・継続協議